

## 入札監理小委員会における審議結果報告（案）

### 医師国家試験事業外 11 試験事業

厚生労働省の医師国家試験事業外 11 試験事業について、入札監理小委員会において当該民間競争入札実施要項（案）を審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 事業概要について

##### （1）事業の概要

###### ○ 事業概要

12 職種（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師）に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が国家試験を実施する。

業務内容は、実施する会場の確保、願書配布・受付、受験票の送付、試験会場運営、試験の監督・運営、合格発表等の試験実施業務を行う。

###### ○ 事業期間等

令和 5 年 4 月 3 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間（第 3 期）

###### ○ 事業規模等

###### ・ 試験地

全国 16 都道府県（北海道、青森県、宮城県、埼玉県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、岡山県、徳島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県）

###### ・ 出願者数

12 職種で 15, 8000 人程度（令和 5 年度実施分の想定数）

##### （2）選定の経緯等

厚生労働省が実施していた 12 職種の国家試験について、地方出先機関分科会のヒアリング結果を踏まえ、平成 21 年 7 月の基本方針において、診療放射線技師国家試験事業外 5 試験事業を先行して選定し、残り 6 試験事業についても民間競争入札の拡大等について検討することを記載された。先行 6 試験事業の市場化テストの結果を踏まえ、平成 27 年 7 月の基本方針において、医師国家試験事業外 5 試験事業を加えた 12 試験事業に拡大して選定された。

#### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

##### 【論点】

2 期連続で質の確保に課題があることから、事業の質の確保を優先した改善が必要

##### 【対応】

###### ① 質の向上に向けた全体的な取組みの強化

- ・ 厚生労働省と民間事業者との間に定期的な情報交換の場を設置【29 頁】
- ・ 従前の事業課題に対する改善計画を、事業開始後 3 ヶ月以内に作成・提

出させるとともに、その計画の実施状況を3ヶ月毎に報告させる取組みを新たに実施。かつ、厚生労働省は積極的にこれに関与する。【29頁】、【17頁】

#### ②試験会場の管理体制

- ・従来の体制（試験会場（2名）：会場責任者、会場副責任者、試験室（最低3名）：主任監督員、監督員2名）に加えて、受験者200名当たり本部員1名を増加予定【11頁】
- ・会場責任者の要件について、国家試験運営業務経験者に加えて、民間事業者の正社員であることを追加し、技術評価においても配点対象とする。【12頁】、【26頁】、【40頁】

#### ③業務参考事例集の作成・配布

- ・入札公告後、厚生労働省からの無償貸与物件の1つとして、これまでの事故等を整理した業務参考事例集を配布し、その概要を示すとともに入札時に提出させる技術提案書に反映させる。【5頁】
- ・試験運営マニュアル作成において、業務参考事例集を参考とする旨明記【12頁】
- ・業務の引継において、引継書の内容を事前に厚生労働省と調整するほか、引継関係書類を必要に応じて厚生労働省に提出させることにより、業務引継において厚生労働省が積極的に関与することとした。【5頁】

#### ④研修方法の改善

- ・異なる職種間においてマニュアルの共通化を図り、理解しやすくした。【12頁】
- ・研修の効果的な実施のため、会場責任者の経験等別によるクラス分けをする。【12頁】

#### ⑤前回の教訓を生かすため、業務要領において注意すべき点等を充実

- ・事故発生時の対応について、関連するマニュアルに従って対応すること、及び速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぐことを追記【7頁】
- ・試験会場の設営について、受験者の着席の間隔を、横方向に加えて、前後方向にも配慮するために、「不正行為が容易でない座席配置とする」を追記【7頁】、【16頁】
- ・願書受付・審査について、「受験資格に係る証明書の添付漏れ・内容に問題がないか」を追記するとともに、審査のダブルチェックについて、「複数の者による」旨を追記。【9頁】
- ・願書の配布・受付業務について、受験資格の確認漏れがないようにすることを追記。【16頁】
- ・受験番号の付番について、「希望する受験地を異なる都道府県で受験する受験者が発生する場合には、厚生労働省と協議すること」を追記【10頁】
- ・試験会場の確保及び受験票送付の際の受験者留意事項作成にあたっては、「収容可能数等は入念に確認すること」を追記【10頁】
- ・会場責任者の業務である会場作業員の集合状況確認と代替者の用意の対象に、看護師を特出しして明記（これまでは、「等」に含めていた）

【13 頁】

- ・試験会場の条件である、女性トイレ設備の確保について、「適切な数の」を追記【16 頁】
- ・試験会場の確保に当たっては、「使用許可を得ること」を追記【7 頁】

⑥入札参加資格

- ・A 等級に限ることとした【21 頁】
- ・共同事業体の資格については、代表者以外は、関東・甲信越地域の資格に限定しないこととした。【21 頁】
- ・同規模の類似業務の実績を有している旨を追記【23 頁】

⑦競争性の確保

- ・従来の実施状況に関する開示情報の追加（請負民間事業者の体制について追記）【72 頁】

⑧その他

- ・願書受付時の本人確認について、その要領を明示（卒業学校による証明、直接訪問した際の確認、写真付き身分証明書の原本による確認）【10 頁】
- ・感染症対策（机等の消毒、試験室入口等への手指消毒液の設置、試験会場入口における検温と迅速抗原検査）【13 頁】、【43 頁】

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）について、質の向上に向けての措置に係る御意見を受けて、実施機関において検討し、対応した事項は以下のとおり。

(1) 評価基準の記載について【37 頁】

試験の実施において小さなミスさえを許さないということではなく、評価において、基準を示すべき、との観点から、

実施要項（案）の 1.1. その他請負事業の実施に際し必要な事項において、「なお、請負事業において、受験者が直接不利益を被るなど、公正かつ的確な試験の実施に重大な影響を及ぼす事象を生じさせた場合は、確保されるべき事業の質が達成されていないという評価となる可能性が高いので、民間事業者は、事業実施に当たって十分留意するとともに、そのような事象を生じさせないよう必要な措置を講ずること。」を追記した。

(2) 「業務参考事例集」の概要について【5 頁】

今回から新たに作成、配布する「業務参考事例集」について、概要を示したほうが、新規参入を考えている事業者にとってはわかりやすくなる、との観点から、

実施要項（案）の厚生労働省からの無償貸与物件のリストの（注）として、「なお、「業務参考事例集」とは、近年、入札対象事業を実施する際に発生した問題となる事象について、その内容、原因、重大度等を記載したものである。」を追記した。

(3) 新たに配置する本部員の業務内容について【13 頁～14 頁】

本部員の業務内容を明示すべきとの御意見を踏まえ、実施要項（案）の「試験当日の業務」において、次のとおり、本部員の業務を明示した。

受験者の案内・誘導、試験会場入口にてサーモグラフィカメラによる検

温(作業員は別途2名手配)、各試験室からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理、試験室から回収した答案回収袋の部数確認、試験室ごとに試験問題、答案用紙等の配布準備を行うこと、受験票の再発行、定期的な建物内の巡回

また、新たに設置する本部員の人数の基準について【11頁】、業務内容に基づいて、相応しい数にすべき、との御意見を頂きましたが、業務内容は受験者数に応じて業務量が増加するものが多いことから、受験者数を基にすることとし、その具体的基準(200名当たり1名)については、これまでの実績と他の試験事業を参考として定めた旨説明をいたしました。

(4) 文言の修正(「民間事業者の社員」→「民間事業者の正社員」【12頁、26頁、評価項目一覧表】)

(5) 入札参加資格について【22頁】

入札参加資格の要件の一つとして、「過去に同規模以上の類似業務の実績を有していること」があるが、試験の規模が大きいため、「同規模」の指す範囲を具体的な数字で示すべきとの御意見を頂きましたが、「規模」の内容は、受験者数のほか、受験者層、実際の業務オペレーション、会場数や地理的広がりなど様々な要素があり、これらを総合的に判断することとしており、ご指摘を受けて、「同規模以上」を「同規模程度」に修正した。

なお、受験者数に関する「規模」の目安については、実施要項(案)における評価基準表(第40頁)の「技術上の基準等」において、「過去5年間に数百から数千人規模の受験者を対象に」とあり、この数字を最低のラインとしており、事業者等から受験者の人数について照会があった場合には、その旨案内する予定。

#### 4. パブリック・コメントの対応について

厚生労働省において、令和4年10月6日から10月12日までパブリック・コメントを実施したところ、現行事業者を含む3者から9件の意見が寄せられた。

厚生労働省において内容を検討した結果、試験会場へ配置する警備員や誘導員の確保【11頁】、試験会場入口における検温の体制(第13頁)、試験会場の巡回【14頁】における記載の改善のほか、修辭的な修正等に関する意見を踏まえ、形式的な修正等を行った【2頁、8頁、12頁、27頁】。

以 上